

○農林省令第二十三号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第七條第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和四十年五月十日

農林大臣臨時代理

国務大臣 田中 角栄

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。



附 則  
この省令は、昭和四十年六月一日から施行する。

<p>十四 イラン、トルコ、ヨーロッパ州、ソヴィエト連邦、北アメリカ州（西インド諸島を除く）、ニュー・ジブラン</p>	<p>むぎわらへつと、こもその他これに準ずる加工品を含む。及びかもしくさ類植物の茎葉</p>	<p>（シアンバエ</p>
<p>十三 台湾、マレーシア、インドネシア連邦、フィリピン、インド、パキスタン、エジプト、北アメリカ州（グリーランド、カナダ及び西インド諸島を除く）、ジャマイカ、プエルトリコ、ブラジル、ファイジー、ハワイ諸島</p>	<p>なし、りんご、くるみ、ぶどう、オレンジ、いちご、はら、しやくなげ、アメリカはなみずき、つじ、きく、カーネーション、ゼラニウム、りゅうぜつらん、とらのお、クロトン、ドラセナ、むらさきおもと、ばれいしょ、たまねぎ、ねぎ、ごぼう、くわい、さといも、ルタバガ、にんにく、パースニフブ、さくら属植物、きい、ちご属植物、たかとう属植物、サボテン科植物、やし科植物（カナリヤを除く）、ヤシ、ラン科植物、チユリ、ヒヤシンス、オランダアサガオ、カラス、フリジア、アイリス、オランダカレン、カラジウム、その他の花き球根類（カンナを除く）、しだ類植物及びせんたい類植物以外の生植物の地下部</p>	<p>ミカン、ネモダリ、センチユウ</p>
<p>十五 朝鮮半島、琉球諸島及び台湾を除く諸外国</p>	<p>いね、いねわらへかます、むしろその他これに準ずる加工品を含む。及びもみがら</p>	<p>イネ、クキ、センチュウ、トニコ、ニス、カウダタ、バラ、ランシヤ、オリゼー、その他日本に産しない各種の病菌害虫</p>

昭和四十年五月十日公布農林省令第二十三号  
(植物防疫法施行規則の一部を改正する省令)

(印刷誤り)

- ・ 四 下の取組中五北アメリカ州、北アメリカ州
- 五 上の取組中五北アメリカ州、北アメリカ州
- 四 五の取組中五北アメリカ州、北アメリカ州